

第6号議案 NPO法人 松戸エコマネー - 「アウル」の会 定款の改定

現行	改定
<p>第3条 この法人は、松戸市民及び松戸市に通勤通学している者に対し、地域で作る助け合いの通貨「松戸エコマネー」を普及させるため、ボランティア活動の推進、実践に関する事業を行い、松戸市の地域交流に寄与することを目的とする。</p>	<p>第3条 この法人は、松戸市民及び松戸市に通勤通学している者に対し、地域で作る助け合いの通貨「松戸エコマネー」を用いて、ボランティア活動の推進、実践に関する事業を行い、松戸市の地域経済の活性化と相互交流の促進を図ることを目的とする。</p>
<p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 松戸エコマネー「アウル」を媒介としたボランティア活動の推進・実践 松戸エコマネー「アウル」の運営、管理 松戸エコマネー「アウル」の使用状況の調査・分析 松戸エコマネーを普及させる為のバザー等</p>	<p>第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 地域通貨 松戸エコマネー - 「アウル」の発行事業 発行する地域通貨「アウル」はA通貨(無償)と、B通貨(有償、前払式証票)とする。 松戸エコマネー - 「アウル」を媒介としたボランティア活動の推進・実践 松戸エコマネー「アウル」の運営、管理 松戸エコマネー「アウル」の使用状況の調査・分析 松戸エコマネーを普及させる為の広報活動</p>
<p>第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 5人以上15人以内 (2) 監事 1人以上2人以内 2 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長とする。</p>	<p>第13条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 5名以上15名以内 (2) 監事 1名以上2名以内 2 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長とする。</p>